



衆議院憲法調査会ニュース

H14. 2. 15 Vol. 21

— 第 154 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

小委員会での調査が 始まりました。

〔開会された小委員会〕

午前 9:00～ 於：第 11 委員室
基本的人権の保障に関する調査小委員会

午後 2:00～ 於：第 11 委員室
政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会（第 1 回）

参考人：棟居 快行（むねすえ・としゆき）君
（成城大学法学部教授）

質疑者

松島みどり君（自民）	大出 彰君（民主）
太田 昭宏君（公明）	武山百合子君（自由）
春名 真章君（共産）	金子 哲夫君（社民）
井上 喜一君（保守）	近藤 基彦君（自民）
今野 東君（民主）	

質疑終了後、自由討議

棟居快行参考人からの意見陳述の概要

- 日本国憲法（解釈運用）における人権保障の一般的特徴
 - 現行憲法は、西欧的・古典的な自由主義理念に 20 世紀的な社会権規定を接合しているため、両者の間に生じる矛盾を抱えている。
 - 経済的自由に関しては、経済政策において自由放任主義ではなく行政主導の積極的規制が行われ、判例や学説もこれを容認してきた。
 - 精神的自由に関しては、これを前国家的な恣意に近いものとしてとらえ、公民の自由という観点からとらえてこなかった。
- 古典的自由主義憲法としての「限界」
 - 消極的自由
 - 現行憲法は、「国家からの自由」、「消極的自由」を基本としているが、自由放任のみでは現代社会における自由を実質的に確保できない。

イ 非国際性

- 現行憲法は、人権保障に関して国家対国民という図式をとっており、内向きである。

ウ 私人間関係の放置

- 現行憲法は、国家による個人への人権侵害の排除を念頭に置いているのみであり、個人と個人、社員と企業といった「私人間関係」における人権保障は、法律や民事訴訟によっている。

3. 古典的自由主義憲法としての日本国憲法と運用面でのズレ

ア 経済的自由

- 現行憲法は、「自由で自己決定的な個人」による自由主義状態を理想としたが、高度経済成長期等を通じて、経済的自由に対して行政主導の積極規制が行われ、判例や学説もこれを容認してきた。そのため、経済的自由に対する安易な規制を許容する風潮が生まれ、憲法本来の自由主義が一度も現実化しなかった。

イ 精神的自由

- 民主主義を支える国民は、「公民」として、表現の自由等の精神的自由を駆使する必要があるが、これまでは精神的自由と民主主義との相互関係が希薄にとらえられがちであった。また、プライバシーは精神的自由の基礎をなすと考えるべきであり、表現の自由と対立すると考えるべきではない。

4. 日本国憲法（解釈）の課題

ア 積極的自由という理念の必要

- 現代社会においては、古典的な消極的自由のみでは人権保障に不十分であり、インターネットアクセス権の保障のためにインフラ整備を行う等の、国家が積極的に自由を保障する「国家による自由」が必要である。

イ 国家性悪説から制度の合理性へ

- 司法は、「人権の制約は小さいほどよい」という比例原則から脱却し、制度設計の合理性（政策目的の合理性）を担保する観点に立って国会の立法裁量を統制していくべきである。

ウ 個人の尊厳のための手段として複合的な人権の理念が必要

- 古典的な分類を超えた現代的かつ複合的な人権を構想する必要がある。これに関しては、インターネットアクセス権、環境権、情報公開請求権（知る権利）等が挙げられる。

エ 人権の国際的保障と国内的保障の連携が必要

- 人権の国際的保障と国内的保障を連携させ、国際人権規約等に見られる人権保障を国内法に取り込む必要がある。もっとも、その際には弱者保護についても憲法に明記し、人権の過剰な国

際化に歯止めをかける必要がある。

オ 私人間の人権紛争をも対象にした人権規定が必要

- ・ 国家と国民だけでなく、私人間における関係も対象にした人権規定が必要である。また、国家と国民の二元的・垂直関係だけでなく、国家と市民社会と個人という三面的関係を視野に入れる必要がある。

棟居快行参考人に対する質疑の概要

松島みどり君（自民）

- ・ 家族の中における女性という立場から憲法の人権を考えると、長年、義理の親を介護した嫁が相続において何らの分配にあずかれない現行の相続制度は問題ではないか。
- ・ 報道とプライバシー保護との関係及び加害者に比べて被害者の人権が軽視されている現状について、どう考えるか。
- ・ 戦後、政府により生産調整のような経済統制が実施されてきた理由は何か。弱者保護という視点ではないように思うがいかがか。

大出彰君（民主）

- ・ 戦後、官僚主導による経済統制が行われてきたのは、我が国において個人主義が根付かなかったことが理由ではないか。
- ・ 地球環境の存立自体が脅かされている現在においては、憲法を論ずるに当たり、地球環境的な視点が必要ではないか。
- ・ 憲法は、差別の解消に十分に機能してこなかったのではないか。また、いわゆるアフーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）について、どう考えるか。
- ・ 参考人は、憲法に〈国家—市民社会—個人〉という三面的関係の在り方を規定すべきと主張するが、この場合の「市民社会」とはいかなる概念か。

太田昭宏君（公明）

- ・ 憲法が立脚している個人の尊厳を中核とした近代ヨーロッパ的な人間観は、儒教や仏教等の影響の下に人間は地域、歴史、家族等に縛られた存在であるという我が国の伝統的な人間観にそぐわないのではないか。
- ・ プライバシー保護と報道の自由のような二項対立する問題について、それらを調整する具体的な基準は打ち立てられるのか。

武山百合子君（自由）

- ・ 経済的自由について、憲法の本来の理念が浸透してこなかったのはなぜか。また、本来の理念と相反するような官僚主導の積極規制が肯定されてきたのはなぜか。
- ・ 参考人はどのような憲法がふさわしいと考えるか。日本の古き良き伝統を加味した上で、経済的自由については自己責任や自己決定を伴うも

のとしたり、その他、情報公開や環境権等を盛り込むことについては、どのように考えるか。

- ・ これからの憲法を考えるに当たり、現行憲法を基礎に検討するのではなく、白紙の状態から検討することについて、参考人はどのように考えるか。

春名真章君（共産）

- ・ 環境権、プライバシー権等のいわゆる新しい人権で保護しようとしているものは、もともと個人の尊厳といった憲法上保障されている基本的価値であり、いかに明文化すべきかが問題ではなく、いかに保護するかが大事であると考えているが、いかがか。
- ・ 人権保障は「国家からの自由」のみでなく、「国家による自由」も必要であるとの観点から、例えば、企業の従業員に対する人権侵害についても、労使に委ねるのではなく、国による規制・介入も必要であると考えているが、いかがか。
- ・ 国際人権規約の内容が現行憲法にとり入れられているにもかかわらず、憲法の運用において具現化されていないとの指摘を国連から受けていることについて、参考人はどのように考えるか。

金子哲夫君（社民）

- ・ 基本的人権の保障の主眼は国家が個人の自由を守ることであり、その場合、社会権の保障等による弱者の保護を中心に考えるべきと思うが、いかがか。
- ・ 近時、人権の保障に関して、公共の福祉の観点が強調される傾向にあると思うが、いかがか。

井上喜一君（保守）

- ・ 基本的人権には内在的制約があると思うが、いかがか。また、国会の立法措置により「公共の福祉」の内容が明らかになることからすれば、「公共の福祉」の判定は国会の意思によって行われるものと考えてよいか。
- ・ 仮に、憲法を改正するとすれば、基本的人権についてはどのような新たな規定を整備すべきか。

近藤基彦君（自民）

- ・ 参考人は〈国家—市民社会—個人〉の三面関係の在り方を憲法に規定すべきという考えだが、その際の「市民社会」の具体的な内容を説明されたい。
- ・ 参考人は、我が国には「見えない憲法」が存在してきたという考えだが、それは日本国憲法の運用が本来の趣旨と離れてなされたということか、それとも、本音と建前の二つの憲法が別にあったということか。

今野東君（民主）

- ・ 参考人は国政において直接民主主義を積極的に評価しているが、例えば、国民投票の際、国民は何に基づいて判断をすると考えているか。

- ・以前、マスコミに携わっていた経験に照らすと、国民はマスコミの報道に基づいて政治に関する判断を下すにもかかわらず、現在のマスコミの報道姿勢は娯楽優先であり必ずしも事実を正確に伝えていないとの懸念を抱いている。参考人のように直接民主制の導入に積極的な立場からは、このような事態をどう評価しているか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

中山太郎会長

- ・昨今、家族内における争いごとが頻発しているが、新しい憲法を作るに当たり、家族や個人の在り方をどのように考えるか。

→松島みどり君（自民）

- ・「家族の美風」の名の下に親の面倒を見る等の苦勞を背負った者が、報われなくても当然のこととなっている。「家族の美風」よりも経済的合理性を求めるときであり、苦勞していない者も平等に相続するような制度では、苦勞が報われないと考える。

→中山太郎会長

- ・相続において経済的合理性を求めるときならば、遺言が重要となってくると考えるが、いかがか。

→松島みどり君（自民）

- ・遺言よりも生前贈与を中心とする制度の方が、確実と考える。

春名真章君（共産）

- ・いわゆる新しい人権を明文化すべきとの議論があるが、現行憲法 97 条は、制定時に予見していないことに対しても、13 条や 25 条等の柔軟な解釈により、憲法を豊かに発展させていくことを国民に求めている。

今野東君（民主）

- ・憲法改正をしない場合、外国人の人権はどの条文で保障されると考えるか。

→春名真章君（共産）

- ・直接規定している条文がなくとも、解釈・運用上、保障することは可能と考える。

金子哲夫君（社民）

- ・憲法に掲げられている人権は、最低限保障されるべきもののみが掲げられているにすぎず、法律で広げることが可能であると考え。環境権も、法律で保障することができたにもかかわらず、怠ってきたのであって、それを憲法の欠陥というのはおかしい。

茂木敏充君（自民）

- ・科学技術の著しい発展により環境が破壊されていることにかんがみ、憲法も時代の変化を踏まえて考える必要がある。
- ・国家と個人の関係のみならず、家族の中における個人の関係も考える必要がある。

松島みどり君（自民）

- ・日本人と外国人との婚姻届が受理される一方で、配偶者である外国人が入国できない事態が生じるといったような現行制度は、解消されなければならないと考える。

小林憲司君（民主）

- ・国家が人権を保障することは当然であるが、国民が、国家、さらには地球を守るべきであることも、当然に認識されるべきである。

大出彰君（民主）

- ・憲法の理念である個人主義が長年実現されてこなかったが、憲法本来の解釈に立ち返り、例えば、夫婦の選択的別姓や二重国籍等も認めてもよいと考える。

葉梨信行君（自民）

- ・環境問題は、国内のみならず、世界的な問題である。環境問題について日本が世界をリードするためにも、憲法に環境規定を明記すべきと考える。
- ・家族の在り方についても議論する必要があると考える。

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員会（第1回）

参考人：高橋和之君（東京大学教授）
質疑者

奥野誠亮君（自民）	松沢成文君（民主）
斉藤鉄夫君（公明）	藤島正之君（自由）
山口富男君（共産）	金子哲夫君（社民）
井上喜一君（保守）	谷垣禎一君（自民）
島聡君（民主）	中山正暉君（自民）

質疑終了後、自由討議

高橋和之参考人からの意見陳述の概要

- はじめに
 - ・私は、議院内閣制の運用に関して、国民が「政策プログラム」と政策の実行主体である「首相」とを事実上直接的に選ぶことのできる直接民主政的な議院内閣制の運用、すなわち「国民内閣制」を提唱する。
- 「国民内閣制」導入の意義
 - (1)政策プログラムの「絞り込み」の二つのモデル
 - ・我が国の議院内閣制は、国会と内閣との関係において、それぞれの自由な不信任権と解散権を要素とする「均衡型」と認識されてきたが、今日においては、国民主権との関係からそのメカニズムを把握する必要がある。
 - ・代表制を基礎とする現行制度においては、国民の多様な意思に対する考え方を、議会議員選挙

や首相指名選挙などを通じて絞り込み、一つの政策プログラムとしてまとめ上げるという政治プロセスが見られる。

- ・このプロセスを運用するに当たって、「絞り込み」をいつ行うかが問題であるが、「絞り込み」モデルには、(a) 基本政策の絞り込みを選挙のプロセスで行い、「政策プログラム」と「首相」の選択を同時に行うモデル（「国民内閣制」モデル）と、(b) 選挙においては、多様な意思を議院の構成に忠実に反映させることのみを目的とし、選挙で選ばれた代表者により政策プログラムの絞り込みを行うモデル（媒介民主政的モデル）との二つのモデルが考えられる。

(2) 「国民内閣制」モデル

- ・現在の日本のような「積極国家」においては、積極的な施策を行うに当たり、政治に強いリーダーシップが求められる。そのためには、内閣及び実行する政策プログラムが、国民の多数の明確な支持を受けることが要請される。そのような観点からは、「国民内閣制」モデルの方が適格的ではないかと思われる。
- ・「国民内閣制」の観点から、内閣の「統治」に係るこれまでの改革に一定の評価はなしうが、内閣を「コントロール」するという点については、不備が認められる。その役割は、野党を中心とした国会が担うべきであり、国政調査権を中心とした十分な制度設計をなすべきである。

3. 「国民内閣制」の実現に向けて

(1) 選挙制度

- ・小選挙区制は、政策プログラムが選択されることで、国民の多数意思を明確化することを目的とする制度であり、比例代表制は、国民の多種多様な政策に関する意見を忠実に国会の構成へ反映させることを目的とする制度である。したがって、「国民内閣制」には、小選挙区制が適格的であるということになる。

(2) 政党の在り方

- ・議院内閣制における政党の役割は、政治が国民の意思に従い国民のためになされるための手助けであり、自党の政策プログラムを提示するとともに、それを国民とのフィードバックを通じて多数の支持する政策プログラムへと柔軟に修正していくことが肝要である。

(3) 国民の心構え

- ・国民は、「国民内閣制」の理解に基づいて、選挙等に当たり、多数派形成を意識した明確な意思表示を行うことが肝要である。

4. 「国民内閣制」と参議院の在り方

- ・「国民内閣制」の導入に憲法改正は不要であるが、参議院は、衆議院と類似の選挙制度、権限を有し、法律案の処理に関する権限を行使することで実質的な内閣に対する不信任権を行使し得るにもかかわらず、内閣はこれに対して解散権等の対抗手段を持たないため、機能不全に陥る可能性がある。「国民内閣制」の運用に当たっては、参議院は権限行使を自制する等の「憲法習律」の確立を図るべきである。

高橋和之参考人に対する質疑の概要

奥野誠亮君（自民）

- ・首相や地方公共団体の首長の選出方法については、日本の伝統や文化、他の制度との関連性などを踏まえて総合的に判断すべきだと考えるが、参考人はどのように考えるか。
- ・天皇は国事行為のほか様々な活動を行っており、参考人が論文の中で述べているような名目的なものではないと考えるがいかがか。

松沢成文君（民主）

- ・参考人の主張する「国民内閣制」は、イギリスの議院内閣制をモデルにしていると理解してよいか。
- ・選挙において政策プログラムを選択する国民内閣制との関係において、一つの問題についてダイレクトに国民の意思を問う「国民投票制度」はどのようなものとして位置付けられるか。
- ・「国民内閣制」は憲法とどのような関係にあるのか。具体的には、41条が国会を「国権の最高機関」としていることは、法的な意味で三権分立の原則と矛盾しないか。また、44条は、両議院の議員及びその選挙人の資格について差別をしてはならないと規定しているが、同条所定の差別は現状ではほとんど問題となっていない。現状で問題となっているのは「居住地による差別（＝一票の格差）」をしてはならないことを憲法に明記することについて参考人はどう考えるか。

斉藤鉄夫君（公明）

- ・現在の日本国憲法は、国会が法制定を行い内閣が法執行をする「法制定—法執行」図式と内閣が統治し国会がコントロールする「統治—コントロール」図式（「国民内閣制」モデルにおける内閣と国会の関係）とのいずれを想定しているのか。
- ・私は、制度設計は別として、イスラエルの首相公選制（すでに廃止）は議員の選挙において民意を「反映」し、首相の選挙において民意を「集約」するものであるという点において理想的なものであったと理解しているが、参考人は首相公選制についてどのように考えるか。
- ・「国民内閣制」においては、国民が政治において何がどのように問題となっているかを知ることが重要であると考え。メディアはその重要な手段であるが、参考人はメディアの在り方についてどのように考えるか。

藤島正之君（自由）

- ・私は、国政選挙において首相を選出するという意識が出てきており、日本は「国民内閣制」モデルに近づいてきていると考えるが、参考人はこの点についてどのように考えるか。
- ・参考人は与党と内閣（与党の党首たる首相）の

関係、大臣と官僚との関係についてどうあるべきであるか。また、現在の官僚制度には問題があり、例えば政権が変わったら高級官僚もすべて替わるというようなダイナミックなシステムも考える必要があるのではないか。

- ・参考人から、参議院が事実上、内閣不信任の権限を有しているとの指摘があったが、議院内閣制との関係において参議院の在り方を見直すべきではないか。

山口 富 男君（共産）

- ・「国民内閣制」の提唱は、現在の政治における民意の反映が不十分であるという認識に基づくものであると考えるが、民意の反映という観点から参考人が憲法上問題である点について教えていただきたい。
- ・「国民内閣制」モデルは、国会の最高機関性との関係でどのような位置付けを持つのか。
- ・「統治—コントロール」図式と三権分立はどのような関係に立つのか。
- ・議院内閣制を維持すべきであるとする理由は何か。

金子 哲 夫君（社民）

- ・連立政権を構成する政党の組替えが選挙を経ずに行われるのは、おかしいと考えるが、いかがか。
- ・「国民内閣制」を運用していくためには、各政党は選挙時に首相候補者を国民に対して提示する必要が生じると思うが、連立政権が常態化している下で、各政党が首相候補者を提示することの意味をどう考えるか。
- ・国会における審議の中で、少数意見の尊重は、どのような方法によって図られるべきであるか。

井上 喜 一君（保守）

- ・参考人の「国民内閣制」は「統治—（野党による）コントロール」図式を念頭においているが、我が国は、行政府が強いという状態にあるので、行政に対するコントロール権限は与党にも与えるべきと考えるが、いかがか。また、党議拘束については、緩和されるべきと考えるが、いかがか。
- ・憲法は、参議院にも内閣総理大臣の指名の権限を持たせる等、参議院に強い権能を与えているが、こうした参議院の権能については、何らかの憲法改正が必要か。また、どのように改めるべきと考えるか。

谷 垣 禎 一君（自民）

- ・現在の小選挙区比例代表並立制について、私は、かつての中選挙区制的に運用されているのではないかと考えているが、参考人は、どのように評価しているか。
- ・我が国の両院制の問題点は、選挙制度や両院の権限が同等であるところにあるのではないか。

また、このような制度の下では、「国民内閣制」の運用に則した参議院の自製の慣行をつくることは、難しいのではないか。

- ・「国民内閣制」の運用に当たっては、与党の所属議員は、国会においてどのような役割を果たすべきと考えるか。

島 聡君（民主）

- ・首相がリーダーシップを発揮できるよう、65条の規定は、「行政権は、内閣総理大臣に属する。」と改めるべきと考えるが、いかがか。また、閣議の全会一致制というのは、緩和されるべきと考えるが、いかがか。
- ・与党による事前審査制は、我が国固有のものではないか。内閣の責任において議案を提出する場合には、与党の議員も、国会における質疑を通じて内閣提出の議案を修正すべきと考えるが、いかがか。
- ・首相公選制を導入した場合、首相に対する不信任や議会の解散等、内閣と議会との関係はどのようになると考えるか。

中山 正 暉君（自民）

- ・各国の憲法に国家の防衛や安全の確保に関する規定があることにかんがみした場合、我が国の安全確保という観点から、現行憲法についてどのように考えているのか。

質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

中村 哲 治君（民主）

- ・国民内閣制を採用する場合にも、与党は法案の事前審査を行わず、また、党議拘束を緩和して、与野党とも国会の中で議論し争点を明らかにすることが国民の代表者としての国会の務めである。

奥野 誠 亮君（自民）

- ・マッカーサー三原則をもとに政府の憲法草案が作成されたこと、また、占領下で新聞等の事前検閲があったこと等の現行憲法制定当時の我が国の状況について調査会として調査をし、結論を出すべきである。また、その後の状況の変化を踏まえて、今後、我が国がどうあるべきかという議論に沿って、憲法を見直すべきである。

島 聡君（民主）

- ・本調査会では、制定経緯についてすでに議論をしており、時代に合わせた議論を行うべきである。米国が日本に憲法を押しつけた事実に関する永久秘密資料の公開については、中山正暉小委員から小泉首相に要請をしたとのことであり、そのようなことは自民党内で議論すればよいことではないか。

中山 太 郎会長

- ・79条及び80条で、裁判官の報酬は、在任中、

減額することができないと規定されている。他の公務員に同様の規定がない一方、裁判官の報酬が保障されている意義について、検討をお願いしたい。

山口 富 男君 (共産)

- ・現行憲法は、素案は米国が作ったが、国会の審議を経ており、9条の部分的な修正等もなされたことを考慮すると、戦争への反省に立って制定されたもので、「押しつけ」とみなすことはできない。
- ・参考人の指摘する「民意の反映」の観点から、選挙制度、国会審議の在り方、行政の監督等について、憲法と現実との食い違いについて調査すべきである。

松 沢 成 文君 (民主)

- ・民主政治国家の要諦は、国民が憲法を作る自由と権利が保障されていることであると考え。真の民主政治国家になるためには、国民自らの手で憲法を作る経験を持つ必要がある。
- ・我が国では、居住地によって一票の格差が二倍を超えており、これを是正して国民一人一人に平等に政治に参加する権利が与えられない限り、民主政治は成り立たないと考え。

齊 藤 鉄 夫君 (公明)

- ・国会と内閣の関係が憲法制定時に想定されたものから変化してきたとの参考人の指摘を踏まえ、国民の意思を反映することができる統治機構の在り方を議論し、必要があれば改正を考えるべきである。
- ・奥野小委員の現行憲法の制定経緯についての指摘については、事実の解明は必要だが、憲法がこれまでに果たした役割や国民に認知されてきたという事実の上に立ち、真摯な議論をすることが必要である。

伴 野 豊君 (民主)

- ・民意を反映してリーダーが選ばれ、また、首相が変わる都度に民意が問われるべきであると考え。その際、政治の空白を避けるために、選挙における電子投票の採用等の工夫が必要である。

金 子 哲 夫君 (社民)

- ・選挙の投票率が低いことについては、制度上の問題というより、政治の在り方、政策の実行等に要因があり、また、民意の反映の点からも問題があると考え。
- ・選挙制度や国会における少数意見の尊重も、民意の反映の観点から重要である。
- ・現行憲法の制定過程については、すでに調査会において整理がなされ、次の段階に進んでいることを踏まえるべきではないか。

中 野 寛 成会長代理

- ・奥野小委員の現行憲法の制定経緯に関する発言は、タブーを作ることなく前向きに議論すべきとの提言として評価するが、「押しつけ」憲法かどうかは、今後、憲法調査会で議論する必要はないのではないか。
- ・憲法の運用実態について調査し、現状と憲法のずれを見定めることも調査会の重要な役割であり、その上で必要ならば、改正ということもあるかもしれない。

次 回 の 小 委 員 会

原則として以下の日程等によることが予定されておりますが、諸般の事情により変更される可能性があります。

日付	開会時刻	小委員会・参考人等
H14 2.28 (木)	午前 9:00	国際社会小委
	午後 2:00	地方自治小委

※参考人については、調整中です。

意 見 窓 口 「憲 法 の ひ ろ ば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1595件(2/14現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1050	封書	259
FAX	156	E-mail	130

- ・分野別内訳

前文	31	天皇	70
戦争放棄	1104	権利・義務	47
国会	29	内閣	30
司法	7	財政	10
地方自治	8	改正規定	11
最高法規	7	その他	1051

※複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。